

第5章 人権擁護の推進

市内には、10名の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、人権にかかわる各種相談や人権に関する啓発活動などで、活躍されています。

令和元年度の千曲市部会の活動は下記のとおりです。

○第71回人権週間

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動をしています。市でも人権擁護委員さんが広報車で市内を巡ったり、市のホームページで啓発をしました。

○人権擁護委員の日

「人権擁護委員法」が制定された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「特設人権相談所」を開設したり、地域住民に人権への理解を深めてもらうための啓発活動などに取り組んでいます。市では、人権擁護委員や市職員が屋代駅や戸倉駅などで啓発活動を実施しました。

○人権教室

幼いころからの人権感覚を磨くため、市内の10児童センター・児童館等と9保育園において紙芝居による人権教室を開催しました。

○市民に寄り添う人権相談

月1回、公共施設において人権擁護委員による人権相談を実施しました。その他、千曲市民夏祭りや、人権を守る市民集会など様々な場面で啓発活動を実施しました。



▲R1. 11/11 上山田保育園 「こども人権教室」



▲R1. 6/1 人権擁護委員の日の啓発活動



▲人権週間ポスター



▲R1. 12/8 商業施設での人権週間啓発活動

中学生の人権作文に学ぶ

昨年、中学生人権作文コンテスト長野大会に寄せられたいくつかの作品を読ませていただく機会がありました。生徒の皆さんが差別やいじめについて真剣に考えてくれていると、大変頼もしく思いました。

その中に一篇、「いじめはなくなると思う」と書かれた作文がありました。その生徒さんは「自分はいじめられたこともあるし、いじめる側に加わったこともある。」としたうえで、いじめはなくなると断言していたのです。ハッとさせられる文章でした。

今年、SNSによる言葉の暴力により、ある女性のプロレスラーが死に追いやられた事件がメディアに大きく取り上げられました。複数の匿名の人々から激しい言葉で中傷された女性がどれほど傷ついたか、察するに余りあります。一方中傷した人たちは、彼女が亡くなったと知るやこぞって投稿の削除を求めたといいます。命が失われて初めて、事の重大さに気が付いたのでしょう。

踏まれている足の痛みは、踏みつけている側の足にはわかりません。「いじめはなくなると」書いた生徒さんは、そういうことが言いたかったのではないかと思います。

子供たちの心を深く理解しようとしてもしないまま「いじめはいけない、いじめをなくそう」と呼びかける、我々大人の心が見透かされているようで胸が痛みました。

(人権擁護委員 久保田雅子)

第6章 相談体制の充実

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については、事実を真摯に受け止め、市民に信頼され、活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の確立をはかることが大切です。

市では、人権ふれあいセンターを中心として相談内容について適切な対応ができるよう、職員の資質向上をはかるとともに、関係部課、長野地方法務局や長野県人権啓発センターなど国・県の専門相談機関又は人権擁護委員等との連携を密にしながら、適切な対応に努めました。

コロナ禍の今こそ～

今や世界中がコロナ危機状態が続いています。そしてウイルス感染者や医療従事者等に誹謗、中傷など差別的な言動や扱いを受けている状況を考えたとき、かつてのハンセン病患者らの悲痛な叫び声を思い出します。彼らはおそらく「今の時代にこんな差別があるのか信じられない」と心を痛めているでしょう。

平成28年頃、元長野地方法務局人権擁護課長が在籍していた頃、人権擁護委員千曲部会では講師として人権擁護課長をお迎えし「ハンセン病を正しく理解する」と題して研修会を実施しました。課長さんは沼津人権擁護委員さんとともに国立駿河療養所を訪問されハンセン病患者の沢田二郎氏とのインタビューを行いました。その中で特に印象的だった証言がありました。「差別は旧法がつくり、そのまま新法が引き継いだと言えます。一般の人が嫌うのは私たちの容貌です。これは当然の心理だと考えます。例えば我々がバスに乗ったとしてそのバスがとても空いていたとします。そして離れたところに綺麗な女性が座っていたとします。はたして後から乗車した方はどちらの方に座るでしょう。それは女性側にきまっています。こういうことは差別でも偏見でもないんです。そこまで差別と言うのは行き過ぎた考えです。これは人間として健全な美的観念なのです。人間本来のあたりまえの観念です。ハンセン病患者が差別される根っこは我々の容貌にあるのですが、実際に差別されるようにしたのは旧法と新法であり、これは人為的なものです」この証言は沢田二郎さんの（らい予防法）で生きた60年の苦闘（三部作まで執筆）から得たまさに人権侵害を招いた真実なのでしょう。

国の隔離政策によって犠牲になったハンセン病患者らの悲痛な叫び声がようやく届き、ご存知のように、平成8年に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策に終止符が打たれました。そして平成13年熊本地裁は、隔離政策は必要なかったと国の責任を認め、当時の小泉総理大臣談話で謝罪発表し、国は控訴しないことを決定しました。

このように人権侵害にあたるような法律がつい最近まであったことも衝撃ですが、同様に障害を持つ人の強制不妊手術をさせられた優生思想を持つ旧優生保護法も1948年から1996年まで施行されていたことも驚きです。2019年仙台地裁で旧優生保護法は違憲であるとの判決が出ましたが国家賠償については認めていません。さらに2020年の6月の東京地裁判決も仙台地裁に引き続き国家賠償は認めていません。

疫病差別や障害者差別、アメリカでは根強い人種差別など様々な差別問題があります。

毎日発表されるコロナ感染者数の裏には誹謗中傷などの差別的言動を受け、心を痛めている人が多数いること、また深刻な人権侵害を招いたハンセン病の教訓など多くの人に知って関心を持つことで、コロナ禍の今こそ、「人権とは何か」をあらためて考えるいい機会ではないでしょうか。

（人権擁護委員 赤塚俊雄）